


## 「Go To トラベル事業」における『地域共通クーポン』取扱店舗の登録について

政府の観光需要喚起策である「Go To トラベル事業」のうち、旅行・宿泊代金の35%割引に加えて15%相当分をクーポンで支援する『地域共通クーポン』の取扱店舗の登録受付が始まりました！

地域共通クーポンは、観光地における消費を促し地域経済の好循環を創出することを目的としております。幅広く多くの店舗（事業者の皆様）にご登録いただきますようご協力をお願いいたします。

受付期間	令和2年9月8日（火）～ ※キャンペーン期間中は〆切がなく随時受付
登録申請手続き	<p><b>次のいずれかの方法で申請</b></p> <p>1) Go To トラベル事業者向け公式サイトから申請：オンライン申請（申請様式のダウンロードは不要）  <a href="https://biz.goto.jata-net.or.jp/">https://biz.goto.jata-net.or.jp/</a> </p> <p>2) 郵送申請・・・（必要な申請様式は公式サイト上でダウンロード可能）  【申請書類送付先】 〒100-6051  東京都港区西新橋1丁目 24-14  Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局</p> <p>※郵送申請を希望し、申請書類一式が必要な場合は、Go To トラベル事業コールセンターへ連絡  &lt;Go To トラベル事業コールセンター問い合わせ先&gt;  TEL：0570-017-345（受付時間：10:00～19:00、年中無休）  TEL：03-6747-3986（受付時間：10:00～19:00、年中無休）IP 電話等から</p>
申請方法	<p><b>次の3つのパターンの申請方法</b></p> <p>1) 1つの事業主で登録申請する場合（登録申請：事業者毎、精算：事業者毎）  2) 団体で登録申請する場合（登録申請：一括、精算：一括）  3) 団体で登録申請する場合（登録申請：一括、精算：事業者毎）</p> <p>※団体：例）ショッピングモール、商店街、大型商業施設など</p>
登録申請必要書類	<p><b>次の6点の書類が必要</b>※</p> <p>1) 取扱店舗登録申請書  2) 取扱希望店舗リスト・・・複数店舗を持つ団体が一括登録する場合に必要  3) Go To トラベル事業参加同意書  4) 口座確認書  5) 口座情報が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）  6) 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証、免許証の写し等）</p> <p>※ Go To Eat の対象となる「飲食店」にあつては、同事業の登録を証する書類が必要・・・後日提出可</p>
<p><b>《地域共通クーポンの概要》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎発行形態 紙媒体のクーポン（以下「紙クーポン」）及び電子媒体のクーポン（以下「電子クーポン」）</li> <li>◎発行券種 1) 紙クーポン：券種 1,000 円 1 種類  2) 電子クーポン：券種 1,000 円、2,000 円、5,000 円 3 種類</li> <li>◎有効期間 本事業の対象となる宿泊旅行の宿泊日及びその翌日（日帰り旅行の場合は旅行の当日）  ※ 地域共通クーポン開始の日（令和2年10月1日）以降に開始する旅行を対象とし、それよりも前に開始する旅行については地域共通クーポンを付与しない。</li> <li>◎配布方法 本事業への参加登録を行った旅行業者等又は宿泊施設を運営する者が旅行者に配布する。  ※ 旅行代金の割引支援の終了をもって、地域共通クーポンの付与も終了</li> <li>◎利用エリア 宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県</li> <li>◎利用可能店舗 Go To トラベル事務局（以下「事務局」）の登録を受けた店舗</li> </ul>	

《参加条件》

1) 事業者の条件

- ・地域共通クーポンの取扱いに係る責務等\*を果たし、事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、感染症拡大防止策に係る責務等\*を果たし、**感染症拡大防止策を徹底する者\***（日本国内において事業を実施している者に限る）。ただし、役員等が暴力団員である者等を除く。

\*「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）地域共通クーポン 取扱要領」（公式サイトに掲載）を参照

2) 店舗の条件

- ・**Go To Eat キャンペーン事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。**（宿泊施設は特例有）

《地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項》

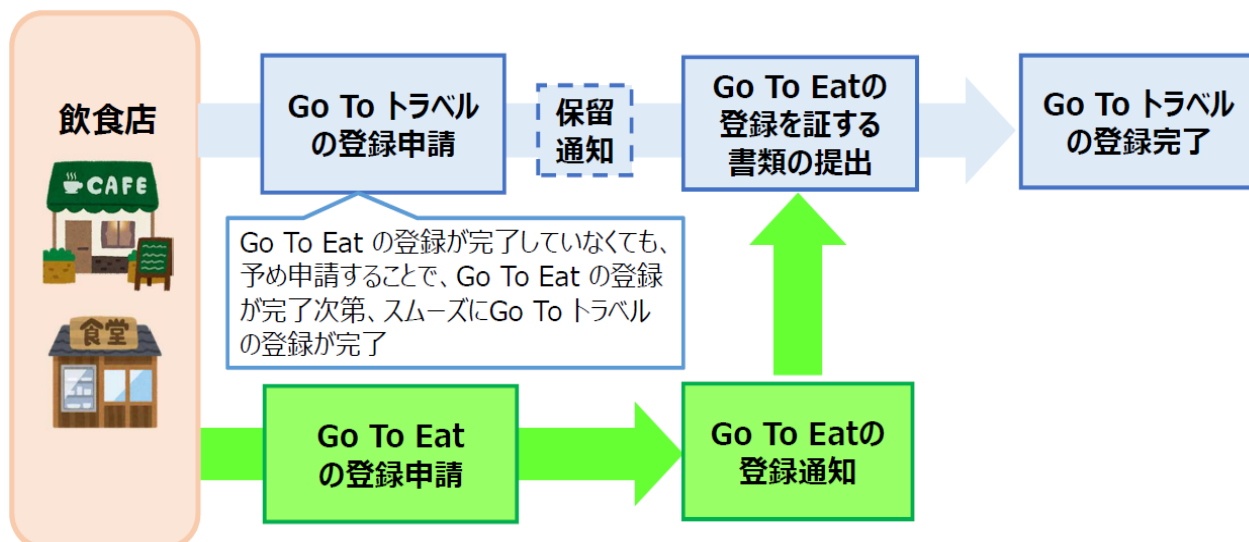
- ・地域共通クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・地域共通クーポンと現金の交換は禁止
- ・地域共通クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
- ・地域共通クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ・地域共通クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金は不可
- ・地域共通クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び事務局は責を負わない。  
※地域共通クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。
- ・地域共通クーポンの交換はできない。

《その他の留意事項等》

- ・登録申請、登録後実施事項、利用者からのクーポン受取り方法等から、精算（紙・電子クーポンの換金方法等）までの詳細な内容及び手続きフロー、並びに、登録の取消しに係る事項等については、公式サイトを参照
- ・その他、不明な点等については、Go To トラベル事業 コールセンター（前掲）にお問い合わせください。

（参考）飲食店の登録手続の流れ

- ・飲食店のGo To トラベルの登録には、**Go To Eatの登録が必要**。
- ・Go To Eatの登録が完了するまで、Go To トラベルへの登録は保留。



※「飲食店」とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。